



令和6年度第3回神奈川県医療審議会 報告資料2

報告：川崎北部・相模原地域の病床整備に関する事前協議

目次

○ 本資料は、令和6年度の既存病床数が基準病床数を下回る二次保健医療圏である川崎北部・相模原地域における病床整備事前協議の実施について説明するものです。

- 1. 事前協議の趣旨・目的**
- 2. 川崎北部・相模原地域での実施方針**
- 3. 川崎北部地域における公募要件**
- 4. 相模原地域における公募要件**
- 5. 各会議での意見聴取結果**
- 6. 今後のスケジュール**

1 事前協議の趣旨・目的

- 病床整備事前協議は、二次保健医療圏の実情や圏域特性を考慮し、病床（療養病床及び一般病床）の機能別整備を進め、神奈川県保健医療計画の着実な推進を図り、良好な医療提供体制の確保に寄与することを目的とする。
- 当該年の4月1日時点の既存病床数が基準病床数を下回る二次保健医療圏については、必要に応じて病院の開設、増床に関して病院開設予定者からの事前協議を実施する。



今年度、川崎北部・相模原地域では公募期間を見直すこととし、令和6年度及び令和7年度の病床整備事前協議の実施について地域医療構想調整会議と県保健医療計画推進会議での意見聴取を行った。

2 川崎北部・相模原地域での実施方針

- 川崎北部・相模原地域では、第2回保健医療計画推進会議において、事前協議を実施することで意見がまとまったが、開設希望者に十分な検討期間を与えるという観点から**公募期間を見直し、令和6年～7年の2カ年をかけて協議を実施**することとした。
- 第2回の地域医療構想調整会議と第3回の県保健医療計画推進会議にて、公募する病床機能、公募期間について、協議を実施し、次のとおり実施方針が整理された。

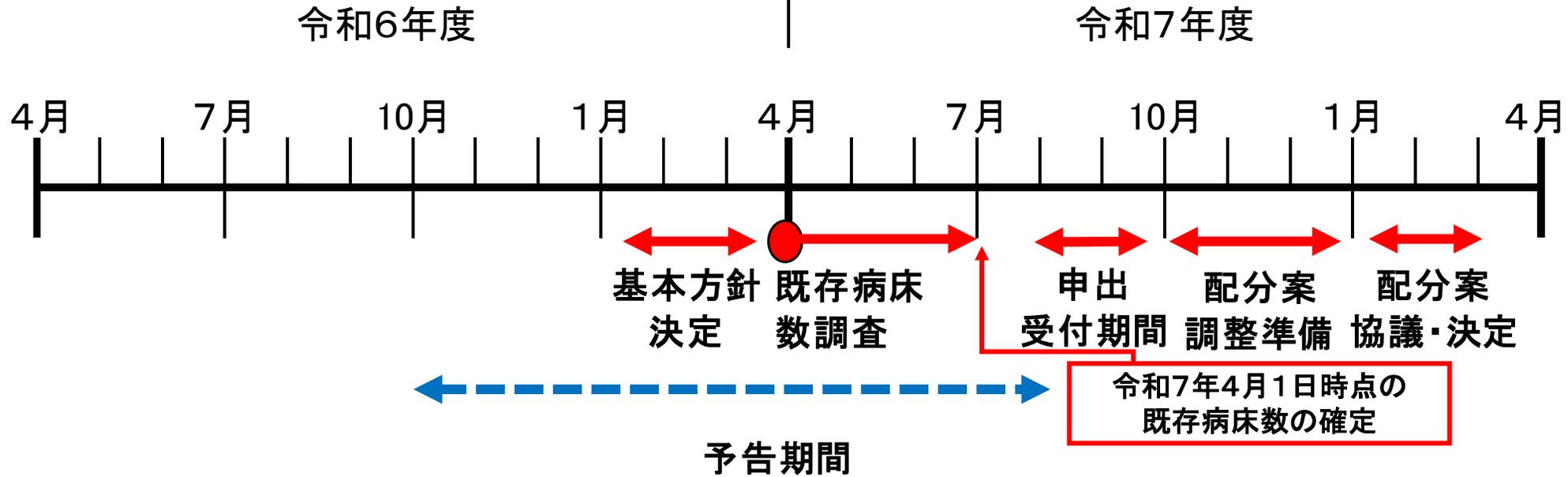
二次保健医療圏	①実施の要否	②公募病床数 (見込み) (*1)	③公募する病床機能	④公募受付期間 (仮)
川崎北部	実施する	(166床)	回復期、慢性期	令和7年8月頃～ 10月頃まで (*1)
相模原		(91床) (*2)	急性期、回復期	

(*1) 令和7年7月頃開催予定の令和7年度第1回保健医療計画推進会議において決定

(*2) 既存病床数との差分479床から、介護医療院への転換分388床を除いた病床数を公募する

【参考】川崎北部・相模原地域の公募スケジュール

- 現行の「病院等の開設等に関する指導要綱」に基づきつつ、可能な限り公募期間等を確保する方法として、次のスケジュールにて事前協議を実施することとした。



令和6年10月～【予告第1弾】	すでに ①公募の実施 ②公募病床数の見込み 等について県HPで予告を実施
令和7年3月～【予告第2弾】	本日の会議後、③公募する病床機能等の公募要件 を県HPに追記し予告

今後、令和7年4月1日現在の既存病床数が確定した後、速やかに「公募する病床数」を確定し、申出の受付を開始する。

※ なお、「公募スケジュールの延長」が他の病床整備事前協議との関係で不具合が生じた場合を考慮し、公開は「試行」という位置づけで実施する。

3 川崎北部地域における公募要件

【公募要件】

- **回復期・慢性期機能**を担う病床であること
「回復期または慢性期機能を担う病床として算定する入院料」

病床機能	算定される入院料
回復期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域包括医療病棟入院料(※) ・ 回復期リハビリテーション病棟入院料 ・ 地域包括ケア病棟入院料(※)又は 地域包括ケア入院医療管理料 (※)
慢性期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 療養病棟入院基本料 ・ 有床診療所療養病床入院基本料 ・ 障害者施設等入院基本料 ・ 特殊疾患病棟入院料 又は 特殊疾患入院医療管理料 ・ 緩和ケア病棟入院料

※当該病棟が主に回復期機能を担う場合に限るものとします。

【申出後の審査における視点】

- 関係法令に抵触していないこと
- 神奈川県保健医療計画との整合性があること
- 病院等の開設等の計画に実現性・確実性があること（工事計画、運営計画、人材確保等）

【配分の考え方】

- **川崎市内の既存の医療機関に、優先的に配分**する。
- 次の事項等を踏まえ、総合的に配分を決定する。
〔 ・ 地域における医療需要 ・ 地域医療連携への貢献度 ・ 市医師会・市病院協会からの推薦や有無等 〕

4 相模原地域における公募要件

【公募要件】

- **急性期または回復期機能**を担うものとする。
「急性期機能または回復期機能を担う病床として算定する入院料等」

病床機能	算定される入院料
急性期機能	急性期一般入院料 地域包括医療病棟入院料 等
回復期機能	地域包括医療病棟入院料 地域包括ケア病棟入院料または地域包括ケア入院医療管理料 回復期リハビリテーション病棟入院料 等

【申出後の審査における視点】

- 関係法令に抵触していないこと
- 神奈川県保健医療計画との整合性があること
- 病院等の開設等の計画に実現性・確実性があること（工事計画、運営計画、人材確保等）

【配分の考え方】

- **相模原市内にある既存の医療機関の増床を優先**とする。
- 次の事項等を踏まえ、総合的に配分を決定する。
(
 - ・ 地域における医療需要 **（高齢者救急に対応する病床を、必要性のある病床として優先する。）**
 - ・ 地域医療連携への貢献度等)

【参考】その他申出要件（川崎北部・相模原地域共通）

申出に当たっては、「病院等の開設等に関する指導要綱」にもとづく要件を満たすこと

1 法に基づく病院等の開設等の許可申請書を、次に定める期間内に市長に提出することができる場合に限る。

(1) 開設等に当たり工事を伴わない場合

原則として申出の翌年11月30日まで

(2) 開設等に当たり工事を伴う場合

ア 改修（建物の主要構造部分を取り壊さない模様替及び内部改修）等による増床の場合

病床配分の決定通知日から1年以内

イ 新設（移転再整備を含む）及び増改築を伴う増床の場合

病床配分の決定通知日から2年以内

ウ 新設のうち、再開発事業・土地区画整理事業等を伴う場合

事業計画で予定する期日

エ 前3号に関わらず、市長と調整した結果、これにより難しいことが認められる場合

調整のうえ必要と認めた期間

2 基準病床を超える病床種別の病床の取扱い

協議の申出対象医療機関が既設で、当該医療機関が各医療圏における過剰な（既存病床数が基準病床数を超える）病床種別の病床を有する場合において、当該病床を、本協議により認められる病床数と同数削減することができる場合。ただし、当該二次保健医療圏に関する事項を所掌する地域医療構想調整会議及び神奈川県保健医療計画推進会議で必要と認められた場合はこの限りでない。

申出にあたっては、次の要件に留意すること。

○ 原則として、開設等許可後 10 年間は、配分を受けたときの病床機能と病床数を維持すること。

○ 10 年を経過した後も、病床機能や病床数を変更する場合は、事前に地域医療構想調整会議に諮ること。

5 各会議での意見聴取結果

- 各会議において、公募要件について意見聴取した結果、次のとおりであった。

会議体	二次保健医療圏	意見聴取結果（概要）
地域医療構想調整会議	川崎北部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公募する病床機能、公募期間の見直しについては、特に意見なく事務局案が承認された。 ○ なお、委員から「配分案の審査に当たっては、市地域医療審議会や地域医療構想調整会議での協議に先立ち、関係団体を集めた協議を実施すべき」との意見が出されたことから、申出受付後の協議の流れについては今後検討することとされた。
	相模原	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公募する病床機能、公募期間の見直しについて、特に意見なく事務局案が承認された。
保健医療計画推進会議	川崎北部	<ul style="list-style-type: none"> ○ 特に意見なく事務局案が承認された。
	相模原	

6 今後のスケジュール

- 令和7年7月 第1回保健医療計画推進会議

協議事項：公募病床数、公募スケジュールの決定

- 令和7年8～10月頃 公募

- 公募後、配分可否を審査

⇒ 令和7年度第3回地域医療構想調整会議、第3回保健医療計画推進会議で意見聴取

⇒ 第2回医療審議会（3月頃開催）への報告を経て、知事が審査結果を決定



■ …保健医療計画推進会議

■ …地域医療構想調整会議

【参考】県HPの掲載イメージ 1/2（予告第2弾：令和7年3月～）

令和7年度病床整備に関する事前協議の予告（川崎北部・相模原地域）について

対象とする保健医療圏、病床数及び公募要件

令和6年4月1日現在の療養病床及び一般病床の既存病床数（昨年度までの事前協議承認分等を含む）又は精神病床の既存病床数が、神奈川県保健医療計画に定めた基準病床数を下回り、かつ、神奈川県保健医療計画推進会議等で必要性が認められた、次の二次保健医療圏については、令和7年度に事前協議を実施することを予告します。

二次保健医療圏名	市町村	病床種別	公募病床数（見込み）
川崎北部	川崎市高津区、宮前区、多摩区、麻生区	療養病床及び一般病床	166
相模原	相模原市	療養病床及び一般病床	91

【参考】県HPの掲載イメージ 2/2（予告第2弾：令和7年3月～）

公募要件等

<川崎北部地域>

- ・ **回復期または慢性期機能**を担うもの

<相模原地域>

- ・ **急性期機能または回復期機能**を担うもの

申出期限（イメージ）

令和7年8月頃から令和7年10月頃まで

※申出期限の詳細は令和7年7月頃確定する予定

スケジュール（イメージ）

- ・ 令和7年8月頃から令和7年10月頃まで 病院開設等の申出受付
- ・ 令和8年1月から2月 地域医療構想調整会議、市保健医療協議会等の意見聴取
- ・ 令和8年2月下旬から3月 県保健医療計画推進会議の意見聴取、県医療審議会への報告、申出者への結果通知